

内航船舶(貨物船)を海外で運航させる際に注意すべき事項

【船舶の設備等に関すること】

- 航行区域変更のための臨時検査を受検すること
- 国際海洋汚染等防止証書を受有すること
- 国際大気汚染防止原動機証書を受有すること(出力 130kw を超えるディーゼルエンジン)
- 船舶保安証書等を受有すること(総トン数 500 トン以上の船舶(旅客船を除く))
- 国際トン数証書を受有すること(長さ 24m 以上の船舶)<sup>( 1 )</sup>
- その他国際航海に必要な条約証書を受有すること

担当窓口は、

海上安全環境部 船舶安全環境課

電話 078-321-7052  
FAX 078-321-0966

- ( ) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあっては、海上安全環境部 監理課が担当課になります。

【船舶に乗り組む者に関すること】

- 船員法、船員職業安定法<sup>( 1 )</sup>等を遵守すること
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法を遵守すること
- 最少安全配員証書を受有すること

担当窓口は、

海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

電話 078-321-7053  
FAX 078-321-7028

- ( ) 船員職業安定法は、海事振興部 船員労政課が担当課になります。

【内航海運業法関係】

- 総トン数 100 トン以上又は長さ 30m 以上の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、変更登録、又は事業の休廃止の届出を行うこと
- 総トン数 100 トン未満又は長さ 30m 未満の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、届出事項の変更届出、又は事業の休廃止の届出を行うこと
- 自家用船舶(総トン数 100 トン以上又は長さ 30m 以上であつて、内航海運業の用に供さない船舶)を運航している者にあつては、自家用船舶使用廃止届出を行うこと

担当窓口は、

海事振興部 貨物・港運課

電話 078-321-3147  
FAX 078-321-7026

【船舶油濁損害賠償保障法関係】

- 船舶油濁損害賠償保障法に基づき保障契約を締結すること(油を積載したタンカー以外の船舶で総トン数<sup>( 1 )</sup>100 トン以上のもの)<sup>( 2 )</sup>

担当窓口は、

海上安全環境部 船舶安全環境課

電話 078-321-7052  
FAX 078-321-0966

- ( 1 ) ここでいう総トン数とは、「船舶のトン数の測度に関する法律」第4条第2項により算定した国際総トン数をいいます。
- ( 2 ) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあっては、海上安全環境部監理課が担当課になります。

内航船舶(貨物船)を外国法人等へ譲渡(国籍喪失)する際に注意すべき事項

抹消の登録(引渡し後2週間内)及び船舶国籍証書の返還を行うこと<sup>(1)</sup>  
船舶検査証書、条約証書を返納すること

担当窓口は、

海上安全環境部 船舶安全環境課

電話 078-321-7052  
FAX 078-321-0966

(1) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあっては、海上安全環境部  
監理課が担当課になります。

【内航海運業法関係】

総トン数 100 トン以上又は長さ 30m以上の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあ  
っては、変更登録、又は事業の休廃止の届出を行うこと

総トン数 100 トン未満又は長さ 30m未満の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあ  
っては、届出事項の変更届出、又は事業の休廃止の届出を行うこと

自家用船舶(総トン数 100 トン以上又は長さ 30m以上であって、内航海運業の用に供さ  
ない船舶)を運航している者にあつては、自家用船舶使用廃止届出を行うこと

担当窓口は、

海事振興部 貨物・港運課

電話 078-321-3147  
FAX 078-321-7026

【船舶油濁損害賠償保障法関係】 新しく船舶所有者となる方に必要な手続きです

船舶油濁損害賠償保障法に基づき保障契約を締結すること(2,000 トンを超える油を積載  
したタンカー、及びそれ以外の船舶で総トン数<sup>(1)</sup>100 トン以上のもの)<sup>(2)</sup>

担当窓口は、

海上安全環境部 船舶安全環境課

電話 078-321-7052  
FAX 078-321-0966

(1) ここでいう総トン数とは、「船舶のトン数の測度に関する法律」第4条第2項により算定した国際総トン数  
をいいます。

(2) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあっては、海上安全環境部監理課が担当課になります。

必要な手続きをなされないときには、罰則が適用  
される場合がありますので、ご注意ください。